

厚生労働省発表
平成16年1月26日

社団法人日本臓器移植ネットワークに対する あっせん機関の業務に関する指示の交付について

本日、社団法人日本臓器移植ネットワークの筧榮一理事長に対し、別添の業務に関する指示を交付した。



社団法人日本臓器移植ネットワーク
理事長 笥 榮一 殿

厚生労働大臣

あっせん機関の業務に関する指示

貴社団法人日本臓器移植ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）において、腎臓移植希望者（レシピエント）の選択について不適切な運用が行われていたとの報告を受けたところであるが、「臓器の移植に関する法律」（平成9年法律第104号）（以下「臓器移植法」という。）を適正に運用するために、ネットワークの業務に関し下記のとおり改善の必要性が認められるので、必要な措置を講じた上で、改善状況を平成16年2月25日までに文書にて報告されたい。

記

平成16年1月17日にネットワークより、

- ① ネットワークが管理・運用し、レシピエント選択を行っているコンピュータにおいて、腎臓移植希望者（レシピエント）選択基準におけるHLA型の取扱いについて、プログラム開発時に生じた不具合をネットワークで確認できないまま運用をしていたこと、
- ② 上記運用により、平成14年1月10日から平成16年1月15日までの間に、6名の腎臓移植希望者が本来腎臓移植を受けることが出来る可能性があったにもかかわらず、結果的に腎臓移植を受けることが出来なかったこととの報告を受けたところである。

移植希望者の選択基準については、移植の実効性を担保し、移植機会の公平性を確保するために適正に運用しなければならないものであり、このような事態は、「臓器移植法」第2条に規定する臓器移植の基本理念に照らして非常に重大な問題である。

このため、今後は「臓器移植法」及び関係法令を遵守し、その趣旨を十分踏まえて業務を行うこととともに、以下の措置を講じられたい。

- (1) 腎臓移植希望者（レシピエント）選択基準におけるHLA型の取扱いの誤運用について徹底した原因究明を行うこと。
- (2) その他の臓器に係る移植希望者選択基準につき適正な運用が行われているか、確認を行うこと。
- (3) 今後、同様の事態が再び起こることがないように、再発防止策を策定し、臓器のあっせん機関としての信頼回復に努めること。